

# 行財政改革大綱



大 紀 町

平成 2 0 年 3 月

# 大紀町行財政改革大綱 目次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| はじめに                          | 1  |
| 大綱策定の背景                       | 2  |
| 本町の財政状況                       | 3  |
| 改革の期間と実施計画について                | 4  |
| 改革の目標と柱                       | 4  |
| 2つの目標                         | 4  |
| (1)「情報の公開、共有を進め、協働による町政運営」の推進 |    |
| (2)「将来世代へ過度の負担を残さない財政運営」の実現   |    |
| 5つの柱                          | 4  |
| (1)人の改革                       |    |
| (2)組織の改革                      |    |
| (3)仕組みの改革                     |    |
| (4)事業の改革                      |    |
| (5)財政の改革                      |    |
| 目標とする行政スタイル                   | 6  |
| 改革の推進に向けて                     | 6  |
| (1)人の改革に関すること                 |    |
| (2)組織の改革に関すること                |    |
| (3)仕組みの改革に関すること               |    |
| (4)事業の改革に関すること                |    |
| (5)財政の改革に関すること                |    |
| 資料                            |    |
| 用語説明                          | 9  |
| 平成18年度県下市町主要財政指標              | 10 |
| 委員及び委員会の経緯                    | 11 |

## はじめに

国では、第一期地方分権改革の集大成として平成12年4月に「地方分権一括法」が施行され、地域の実情にあった施策をその地域の町民や自治体が自らの責任で判断し実施する分権型社会が到来し、地方の自主性や自立性の高まりとともに、自己決定と自己責任が求められてきました。

こうした気運の高まりの中で、大紀町は、少子高齢化をはじめとする様々な社会的課題や地方の課題を乗り越えようと、町村合併は地域社会の更なる飛躍の有効な手段であると考え、平成17年2月14日に合併し、新たな歴史に向けて歩み始めました。

しかしながら、社会事情は長引く経済情勢の低迷から、ようやく明るさを取り戻しつつありますが、国の「三位一体改革」や「地方分権」という大きな変革の流れの中で、地方公共団体の財政基盤の確保は見通しの立ちにくい不透明なものとなっています。

平成17年3月には、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、本町では合併後、集中改革プランの策定を行い行財政改革の積極的な推進に向けて取り組んできたところです。

さらに平成18年12月には地方分権改革推進法が成立し、第二期地方分権改革がスタートしたと考えられ、地方分権社会確立への速度が加速されたところであります。

このような状況の中、本町では、合併による効果を如何なく発揮し、真の町民自治の確立を目指して、町民と協働し、簡素でスリムな、かつ、足腰の強い行財政運営を実現することが強く求められています。

そのためには、行財政改革の一層の推進が最重要課題であり、平成19年7月から行政改革推進委員会でご審議をいただき答申を受け、大紀町行政改革大綱を策定しました。

この大綱は、本町の行財政運営の総合的な指針となるものであり、『入りを量りて、出ずるを制す』のごとく、行政と町民が協働し、新しい視点に立って、更なる歳出削減とサービスの向上を目指し、不断に行財政改革を推進・継続していくことを念頭におき、鋭意取り組んでいこうとするものです。

今後、この大綱に基き具体的な実施・行動計画を策定していきますが、全職員が危機意識や改革意欲と情熱を持ち改革を積極的に実践し、将来世代へ過度の負担を残さない礎を築いていくためにも、皆様方のご協力とご支援を心からお願い申し上げます。

平成20年3月

大紀町長 柏木 廣文

## 大綱策定の背景

我が大紀町は、効率的な行財政運営と住民福祉の向上を目指し平成17年2月に3町村の合併により誕生しました。しかし、少子・高齢化や過疎化が更に顕著となり、又環境問題などの新たな課題要素も次々と発生してくる中、地方分権の進展と共に地方を取り巻く諸制度等の変革の波に翻弄されかねない状況にあり、早急かつ的確・確実な対応が必要となっています。

合併後間もない本町においても、積極的かつ強力な取り組みが求められ、また厳しい財政状況の中、収入の減少に勝る経常歳出の削減を図らなければ、いわゆる財政再建団体への転落が回避できないほどの危機的な事態にあると言っても過言ではなく、このままでは現状の制度や事業を実施し続けることは極めて困難な状況にあると言えます。

このような事態に直面している現在、合併前の3町村がそれぞれ行っていた優遇措置に固執することなく、公平公正な制度を確立することが重要であり、とりわけ次のような課題に対応するため、小規模で財政的にも極めて脆弱な本町において、肥大化した行政の守備範囲を財政規模に応じて見直すと共に、町民と行政が一体となり創意工夫を凝らした新たな行政システムを再構築していく必要があります。

- (1) 町民の価値観が多様化する中で、複雑多岐にわたる町民ニーズへのよりきめ細かな対応とサービスが求められていること。
- (2) 町民の自治意識の高まりと、地域のまちづくり活動が浸透してくる中「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る」という地方自治本来の姿を実現する意識の掘り起こし・醸成が求められていること。
- (3) 町民、地域の要望・課題に的確な対応ができる職員能力と、これらをまとめ総合的な力が発揮できる柔軟な組織が求められていること。
- (4) 行財政の抜本的な改革を断行し、一刻も早く町民に負担を残さない健全な財政運営を実現しなければならないこと。

これらの課題には、旧来の考えやシステムでは迅速で的確な対応は困難であり、行政における伝統的な考え方や仕事の進め方にとらわれない、新しい発想や手法を取り入れた行政システムと職員能力が求められています。

また、ますます厳しくなることが予想される地方財政状況に加え、合併後の財政的要因等からも財政面では抜本的な改革を必要とする現状であります。

このことから、本行財政改革大綱において改革の基本とする考え方や項目に関する「目標」と「柱」を定めることにより改革を重点的に推進し、地方行政を取り巻く厳しい諸情勢に流されること無く、自立した町民のための地方自治の確立を図ることが急務となっています。

## 本町の財政状況

3町村の合併により誕生した我が町の財政状況は、合併後の措置により交付税において5億円程度が優遇交付されていますが、この措置は合併から10年の経過を迎える平成27年度から漸減することとなり、まず、このなくなってしまう5億円への対処ができて初めて財政的な原点からの出発となるものと考えます。

更に、近年の三位一体改革の推進などから地方を取り巻く諸制度の変革による財政面への圧迫は大きく、合併前の旧3町村が単独で存続していた場合よりは財政的影響の度合いは少ないといえるものの、大紀町のようなまだまだ小規模で財政力の乏しい自治体には大きな影響となっております。また、過疎化による国勢調査人口の減少に伴う交付税の更なる削減などから、将来的にもこの厳しさは更に顕著になるものと予想されます。

このようなわが町の財政背景の中で、平成18年度における指数をみると財政力指数は0.216、経常収支比率は94.6、実質公債費比率は16.4、普通会計における地方債現在高は103億6千万円余りとなっており、財政の硬直化などと共に地方債残高の増高など現状の財政状況は非常に憂慮すべき状況にあります。更に、合併直後であると共に農林漁業の長期低迷、中山間の散在した集落等地域事情、少子高齢化などから効率的な行財政運営に対する懸案や課題も散在する中で、早急の対応が必須となっております。

健全財政を目標とする本大綱においては、財源の適正収入と徹底した支出の調整を目指す必要があります。このためには妥協や慣習に押し流されることなく、「あれもこれも」から「あれか、これか」の選択を念頭に、確実かつ効率的な是正策において行政経費の削減・効率化及び将来を見据えた収支バランスによる財政運営が重要と考えます。

### 【平成18年度 県下15町における財政指数比較表】

| 項目                           | 大紀町                          | 平均<br>(県下15町)               | 順位<br>(県下15町中) | 説明   |
|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|----------------|--|
| 財政力指数                        | 0.216                        | 0.576                       | 15位            | 町を維持するのに必要な財源に対する税収等の自主財源の割合。指数が1.0未満は普通交付税が交付されている。         |
| 経常収支比率                       | 94.6                         | 85.4                        | 13位            | 財政上の弾力性を示す指数。経常的な収入額に対する経常的な支出額の割合で、100を超すと慢性的な赤字状態。         |
| 実質公債費比率                      | 16.4                         | 12.1                        | 15位            | 地方債の借入制限を行なう指数。町の規模に対する地方債の償還に要する一般財源の割合。25を超すと地方債借入の制限がされる。 |
| 地方債現在高<br>〔標準財政規模<br>に対する比率〕 | 10,360,267<br>千円<br>(249.9%) | 6,476,860<br>千円<br>(158.4%) | 14位            | ( )は町の規模に対する借入金の未償還残高比率で、数値が高いと償還率(額)も高くなり財政が硬直化する。          |

三重県下市町における各指数の詳細値は、資料にて別途掲載。

## 改革の期間と実施計画について

本大綱の実施期間は、平成20年度を初年度とした平成24年度までの5か年とし、時代の変革や背景・進捗状況等において随時見直しを行なうものとします。

本大綱の具体的な実施計画・内容等は、大綱の公表後から1年以内の期間において策定し、PDCAサイクルにより実施効果の検証と見直しを行い、改革の確立を図るものとします。

## 改革の目標と柱

この大綱が目指すものは、補完性の原則(自助・共助・公助)を旨とし、効率的な行政運営を行いながら、町民本位、成果重視の視点で、町民・企業・行政が持っている様々な経営資源(人、モノ、金、情報)を最適に組み合わせ、町民にとってより満足度の高いサービスを提供できる行政システムの構築であります。

### 2つの目標

#### (1) 「情報の公開、共有を進め、協働による町政運営」の推進

組織、仕組み、事業などの情報をわかりやすく公開することで情報の共有を図り、その上で、行政と町民の協働によって、町民が住みやすく安心して暮らせる町政を実現することが町政運営の根幹であり、これを支える行政体質を確立します。

#### (2) 「将来世代へ過度の負担を残さない財政運営」の実現

直面する財政危機を克服し、将来にわたって安定した財政運営を行えるよう抜本的に財政を改革し、将来世代へ過度の負担を残さない財政運営を実現します。

その実現目標として、本計画年度の平成24年度までに5億円の削減を目どとした上で、交付税が削減される平成27年度までに5億円プラスの削減を目標とし、自立可能な財政構造への改革を目指します。

### 5つの柱

#### (1) 人の改革

地方分権の推進により、専門化・多様化する事務事業への関わりや、町民とのコミュニケーションなど、職員には今まで以上の行政能力と弾力的な対応能力が求められることから、時代・地域に即した人材の育成と活用を図ります。

常に高い感度を保ちながら町民の声に耳を傾け、町民の願いを的確にかなえる職員の育成

従来の固定概念にとらわれることなく、危機意識を持ち改革意欲に満ちた情熱的な職員の育成

## (2) 組織の改革

地域及び規模に即し適した組織であることはもちろん、開かれた行政の推進の中で町民に分かりやすい効率的な組織・機構を創りあげると共に、組織が一体となって奉仕者としての町民サービス提供や課題への対応が行える体制づくりを図ります。

迅速かつ的確に行政課題を解決するため、戦略性を持ち、弾力的に行動できる組織

能力を最大限に発揮し、迅速かつ的確に行政課題に立ち向う体制

縦割りの弊害を除去し、機動的に、組織が一丸となって変革に取り組む風土の醸成

## (3) 仕組みの改革

行政が行うあらゆる業務において理解を得ることが大切であり、町民と共に町民のための行政となるべく、町民参画の機会と情報の提供や共有についての仕組みを構築していくことが必要であります。

政策形成過程のあらゆる段階において、町民の意思を適切に反映し、町民が持っている能力を最大限活かす行政の仕組み

情報公開を進め、町民と行政が一体となる仕組みの実現

## (4) 事業の改革

事務事業の実施においてそのプロセスや決定、成果の検証などにおけるルール化を行うと共に、あらゆる事務事業における見直しや効率化について検討し、成果重視と事務事業費の削減を達成する必要があります。

町民の満足度を高めるための効果的・効率的な事業

事業決定プロセスの透明性の向上

一定の基準にもとづく客観的・合理的な事業選択

町民のニーズや要望に合致した満足度が高い事業の展開

## (5) 財政の改革

本町の財政状況における見通しは、合併後の交付税優遇措置の消滅や三位一体改革の推進、財政力の低迷、人口の減少など非常に厳しい状況が今後予想され、収入増を見込む要素の乏しい中、徹底した経費削減により、交付税優遇措置分が削減される平成27年度までの財政的自立を目標に、節度ある財政運営を行っていく必要があります。

抜本的に財政を改革し、将来世代へ過度の負担を残さない財政運営の実現

## 目標とする行政スタイル

本大綱において目指す姿は、時代と共に変革している民主的な開かれた行政であり、その概念として次に掲げる姿を目標とするものとします。

| 柱の体系  | 項目     | 目標とする行政スタイル    | 旧来型の行政スタイル      |
|-------|--------|----------------|-----------------|
| 人の改革  | 職員     | 自己責任・自己選択・自己研鑽 | 杓子定規・指示待ち・同質化   |
| 組織の改革 | 組織機構   | 能力主義・フラットな組織   | 年功序列・ピラミッド型・縦割り |
|       | 政策     | 目的達成型・戦略志向     | 利害調整型・あれもこれも    |
| 仕組の改革 | 意思決定   | 町民本位・町民主体      | 行政本位・行政主体       |
|       | 町民との関係 | サービスの提供・協働の奉仕者 | 権利の行使・官僚意識      |
|       | 情報     | 提供・公開・共有・説明責任  | 守秘・独占化・私有化      |
| 事業の改革 | 事業     | 結果、成果重視        | 前例主義・根回し        |
| 財政の改革 | 財政     | 決算主義・経営意識      | 予算主義・配分消化       |

## 改革の推進に向けて

この大綱の2つの目標を達成するため、その推進にあたり行政が一丸となり町民と共に様々な課題に取り組み、また解決を図っていかねばなりません。このため、5つの柱により実践を行い、改革を強力に押し進めるものとします。

### (1) 人の改革に関すること

#### 人材育成計画の策定

人材育成計画の策定により、計画的な各種職員研修の実施と適材配置を図り、地方分権の時代に即した職員能力と資質の育成を図ります。

#### 職員意識・倫理の向上

行政マンとしての意識改革を念頭に職員倫理の向上を目指し、町のサービス提供者・協働の従事者として信頼される職員の育成を図ります。

### (2) 組織の改革に関すること

#### 新たな組織機構・体制の構築

時代、地域に即応した組織機構の構築により、町民のニーズに的確に対応できる体制づくりを図ります。

#### 支所・出張所の体制の検討

支所、出張所のあり方について地域事情及び行政規模などの様々な面から検討し、我が町に適した効率的な体制への変革を目指します。



職員数の  
早期是正

合併後間もないこともあり、類似団体に比べかなり超過している職員数について、早期に適正数への是正を図ります。

人事評価シ  
ステムの導入

実績主義・能力主義重視への転換と共に、人事評価システム導入による組織全体のスキルアップを図ります。

### (3) 仕組みの改革に関すること

積極的な公表  
制度の導入

行政の情報を分かりやすく、かつ積極的に町民に公表し、また町民の意見等を組み入れるシステムの構築を図ります。

町民参画の  
制度の導入

行政の事務事業等について、その実施に至るまでの過程で町民参画における協働が実行できるシステムの構築を図ります。

町民との協働  
の制度の導入

住民福祉の向上への協働のため、役割の分担化や開放により、行政依存型から自助・共助の地域づくりを目指します。

### (4) 事業の改革に関すること

事務事業評価  
制度の導入

事務事業の起案や実施にあたり、評価システム等の導入において検証を繰り返すことにより、効果的な事務事業成果を目指すと共に、効果の低い事業の廃止等から限られた事務事業費の有効活用と経費削減を図ります。

公共施設管理運  
営体制の見直し

公共施設の管理運営について、その設置効果や意義を検討すると共に、指定管理者制度の活用を含む新たな処遇についての協議を図ります。

保育園・学校等  
の統合の検討

保育園や小中学校、給食センターなどの統合について検討し、保育・教育環境の向上と効率化についての協議を図ります。

地域交通行政  
の再構築

町内交通行政について、利便性が高く公平で効率的な新たな体系の実現を図ります。

選挙態勢の検討

選挙投開票事務等において、規模に応じた効率的な実施体制についての協議を図ります。

広域行政組合等  
負担金の適正化

広域行政組合等の運営について、構成自治体での積極的な関与を行い、広域行政組合における事務事業費の効率化を目指すことにより、負担金等の節減を図ります。

事務事業の  
全般的な見直し

事務事業の実施について合併後の模索から定着化が図られてはきているが、当該事業の実施内容や意義等を鑑み、事務事業の効率化や経費節減に向けて更なる見直しを進めます。

入札業務等  
の見直し

入札・発注業務における透明性の確保と、工事等の価格の削減に努めると共に、物品の調達においても競争原理による経費削減を図ります。

## (5) 財政の改革に関すること

財政計画の策定

緻密な財政計画と運営により将来像を明らかにし、健全財政に向けての弾力的な対応を図ります。

公債費の削減

地方債の借入において、計画に基づき真に厳選された事業にかかる財源としてのみ、財政支援の高い地方債の借入を行ない、中長期的な視野での借入残高及び地方債償還額の漸減と交付税での需要算入額の増加を図ります。

徴収率の向上

税等において滞納を発生させないシステムについて検討を行い、自主財源の効率的な確保を図ります。

受益者負担の  
原則による  
適正対価の設定

各種使用料や手数料などにおいて受益者負担の原則に基づき、使用等にかかる経費と、徴収すべき対価の適正化を行うと共に、無料化の乱用は慎むものとします。

人件費の  
適正化

常勤職員の職員給与、各種手当はもとより、非常勤職員の各種報酬等を含むあらゆる人件費について、人事院の勧告や地域水準を考慮の上、給付額の適正化を図ります。

自主財源確保  
への取組み

県下で最も財政力が低いことから、低迷している地域産業の振興により地域内事業所の経営向上及び町民の所得向上と共に定住促進を目指し、町税の増収に努めるものとします。

【 用 語 説 明 】

本文中、\* 印の付いている語句の概要説明です。

|                 |            |  |
|-----------------|------------|--|
| 地 方 分 権         | P 1        | 国に集中している権限や財源を県や市町村に移すことで、地域が自らの意思と責任で地域に即した自治を自主的に行えるようにする改革。<br>地方分権に関連し、様々な制度の変革が行なわれることとなりました。                       |
| 財 政 再 建 団 体     | P 1        | 財政の赤字額が町の規模の一定額を超えた破綻状態にあり、国の指定を受けた地方自治体のこと。<br>再建団体になると国の管理下のもとで財政再建を行うこととなり、サービスの低下・税等住民負担の増加を伴い自らで地方自治を行うことができなくなります。 |
| 三 位 一 体 改 革     | P 2<br>P 4 | 地方分権の推進の中で、地方の財源確保のために打ち出された制度で、国からの補助金等・地方交付税・税制度を一体的に改革するもの。<br>地方の財政的自由度を増す目的で実施されましたが、国の財政再建的な側面も指摘されています。           |
| P D C A サ イ ク ル | P 3        | Plan（計画）Do（実行）Check（評価・分析）Action（改善）を繰り返し行うことで、実施する事業等の必要性・手法・内容・目的等を再確認し、目的の達成度をより高めていく手法です。                            |
| 補 完 性 の 原 則     | P 3        | 「自らができる事は自らがいき、できないことのみを最も近い次の単位社会が補う」という階層秩序原理です。<br>個人を最優先として、具体的な階層例としては家族・近隣・地域社会、更に市町村・県・国などとなります。                  |
| 類 似 団 体         | P 6        | 人口と産業構造によって全国市町村を35の類型区分に分類したもので、類似の団体区分ごとに財政指数等の平均値が示され、財政運営の指標などに用いられています。   |
| 評 価 シ ス テ ム     | P 6        | 事業や業務の内容等を様々な要素から数値を以て評価し、この結果を事業や業務の改善・向上などに結び付けていく手法です。事業等の実施目的・内容・成果を具体的な数値等を用い公表できるという側面もあります。                       |
| ス キ ル ア ッ プ     | P 6        | 努力や自覚することにより、より高い能力や資質・技能等を習得していくことです。   |
| 広 域 行 政 組 合     | P 6        | 事務事業等を広域で行なった方が効率的などの理由により、広域の市町村等で構成する地方公共団体のことです。<br>大紀町は、ゴミ処理・し尿処理・斎苑・介護保険・消防など10の組織に加入しています。                         |

## 【平成18年度県下市町主要財政指標】

(単位:%)

| 区分<br>市町名 | 経常収支         |    | 実質公債費       |    | 公債費  |    | 財政力            |    | 平成18年度末地方債  |       |    |
|-----------|--------------|----|-------------|----|------|----|----------------|----|-------------|-------|----|
|           | 比率<br>(臨財債含) | 順位 | 比率<br>(37年) | 順位 | 比率   | 順位 | 指数<br>(H16~18) | 順位 | 現在高<br>(億円) | 対標準財政 |    |
|           |              |    |             |    |      |    |                |    |             | 規模比率  | 順位 |
| 津市        | 90.2         | 17 | 15.9        | 23 | 15.6 | 26 | 0.740          | 13 | 1,110.4     | 187.3 | 21 |
| 四日市市      | 85.2         | 11 | 22.2        | 29 | 17.3 | 27 | 0.966          | 4  | 1,133.2     | 181.3 | 17 |
| 伊勢市       | 91.8         | 20 | 15.4        | 19 | 15.1 | 24 | 0.653          | 16 | 461.9       | 179.8 | 15 |
| 松阪市       | 88.1         | 14 | 13.9        | 15 | 12.7 | 13 | 0.655          | 15 | 615.8       | 172.9 | 12 |
| 桑名市       | 94.8         | 26 | 15.5        | 21 | 10.3 | 6  | 0.856          | 6  | 472.8       | 184.2 | 18 |
| 鈴鹿市       | 80.0         | 4  | 14.8        | 17 | 13.8 | 18 | 1.026          | 2  | 535.9       | 153.0 | 10 |
| 名張市       | 93.2         | 24 | 16.5        | 28 | 15.3 | 25 | 0.791          | 9  | 260.6       | 180.7 | 16 |
| 尾鷲市       | 95.2         | 27 | 14.1        | 16 | 12.9 | 14 | 0.457          | 21 | 108.3       | 205.0 | 25 |
| 亀山市       | 80.4         | 5  | 11.4        | 8  | 14.1 | 21 | 1.018          | 3  | 206.1       | 165.8 | 11 |
| 鳥羽市       | 88.8         | 16 | 12.1        | 10 | 13.7 | 17 | 0.544          | 18 | 113.9       | 200.3 | 23 |
| 熊野市       | 85.7         | 12 | 13.0        | 14 | 14.1 | 21 | 0.295          | 25 | 115.4       | 185.7 | 19 |
| いなべ市      | 86.5         | 13 | 9.7         | 5  | 10.8 | 8  | 0.933          | 5  | 186.1       | 150.2 | 8  |
| 志摩市       | 91.4         | 19 | 10.9        | 7  | 14.5 | 23 | 0.513          | 20 | 255.2       | 175.5 | 13 |
| 伊賀市       | 92.1         | 21 | 16.1        | 25 | 17.8 | 28 | 0.674          | 14 | 586.6       | 234.1 | 27 |
| 木曽岬町      | 79.5         | 3  | 12.0        | 9  | 7.1  | 4  | 0.560          | 17 | 15.3        | 90.6  | 2  |
| 東員町       | 83.4         | 10 | 6.8         | 2  | 5.6  | 2  | 0.764          | 10 | 52.4        | 107.8 | 4  |
| 菰野町       | 78.2         | 2  | 5.1         | 1  | 5.6  | 2  | 0.756          | 12 | 72.7        | 101.1 | 3  |
| 朝日町       | 82.1         | 7  | 15.9        | 23 | 12.5 | 12 | 0.835          | 7  | 29.0        | 150.2 | 8  |
| 川越町       | 61.2         | 1  | 7.2         | 3  | 1.0  | 1  | 1.591          | 1  | 10.0        | 19.2  | 1  |
| 多気町       | 80.5         | 6  | 10.2        | 6  | 10.6 | 7  | 0.757          | 11 | 74.0        | 141.2 | 6  |
| 明和町       | 82.1         | 7  | 12.5        | 11 | 12.3 | 11 | 0.544          | 18 | 90.4        | 202.1 | 24 |
| 大台町       | 88.5         | 15 | 15.7        | 22 | 13.3 | 16 | 0.263          | 27 | 75.8        | 186.7 | 20 |
| 玉城町       | 93.0         | 23 | 12.7        | 13 | 11.7 | 10 | 0.802          | 8  | 46.3        | 140.1 | 5  |
| 度会町       | 82.8         | 9  | 7.9         | 4  | 9.6  | 5  | 0.329          | 23 | 31.6        | 143.1 | 7  |
| 大紀町       | 94.6         | 25 | 16.4        | 27 | 13.9 | 19 | 0.216          | 29 | 103.6       | 249.9 | 28 |
| 南伊勢町      | 92.7         | 22 | 12.6        | 12 | 11.0 | 9  | 0.246          | 28 | 112.6       | 212.6 | 26 |
| 紀北町       | 95.7         | 28 | 16.2        | 26 | 20.2 | 29 | 0.311          | 24 | 140.6       | 255.9 | 29 |
| 御浜町       | 90.8         | 18 | 15.4        | 19 | 13.1 | 15 | 0.276          | 26 | 54.2        | 177.1 | 14 |
| 紀宝町       | 96.4         | 29 | 14.8        | 17 | 14.0 | 20 | 0.383          | 22 | 63.1        | 197.9 | 22 |
| <市平均>     | 88.8         |    | 14.4        |    | 14.1 |    | 0.723          |    | 6,162.1     | 182.6 |    |
| <町平均>     | 85.4         |    | 12.1        |    | 10.8 |    | 0.576          |    | 971.5       | 158.4 |    |
| <県平均>     | 87.1         |    | 13.2        |    | 12.4 |    | 0.647          |    | 7,133.6     | 170.0 |    |

下段の平均値は、各区分の単純平均値である。

## 委員及び委員会の経緯

【行政改革推進委員】（任期:平成19年7月12日～平成21年7月11日）

|           | 氏名   | 出身           | 摘要             |
|-----------|------|--------------|----------------|
| 委員長       | 松本圭史 | 三重大学<br>中京大学 | 町政に優れた識見を有するもの |
| 委員長<br>代理 | 織田悟  | 滝原           | 町政に優れた識見を有するもの |
| 委員        | 岡島秀樹 | 七保           | 町民の代表者         |
| 委員        | 吉田正木 | 滝原           | 町民の代表者（公募選出委員） |
| 委員        | 村田明雄 | 阿曾           | 町民の代表者         |
| 委員        | 越俣裕規 | 錦            | 町民の代表者         |
| 委員        | 小倉直子 | 柏崎           | 町民の代表者         |
| 委員        | 喜畑豊子 | 大内山          | 町民の代表者         |

【主な協議経緯】

| 項目               | 実施日時                                  | 概要   |
|------------------|---------------------------------------|--|
| 第1回<br>行政改革推進委員会 | 平成19年7月12日(木)<br>午後7時～<br>役場議会棟 中会議室  | 町長からの諮問・委嘱状交付・委員長等の互選<br>行財政改革大綱を取り巻く背景や大紀町の現況に<br>関する説明 |
| 第2回<br>行政改革推進委員会 | 平成19年8月23日(木)<br>午後7時～<br>役場議会棟 小会議室  | 行政改革に関する重点項目及び2つの目標と<br>5つの柱の方向性の洗い出し                    |
| 第3回<br>行政改革推進委員会 | 平成19年9月21日(金)<br>午後7時～<br>役場議会棟 小会議室  | 行政改革に関する2つの目標と5つの柱を中心<br>とした協議                           |
| 第4回<br>行政改革推進委員会 | 平成19年10月23日(火)<br>午後7時～<br>役場議会棟 小会議室 | 大紀町の財政事情及び行政改革の推進に関<br>する具体的項目等に関する協議                    |
| 第5回<br>行政改革推進委員会 | 平成19年12月4日(火)<br>午後7時～<br>役場議会棟 小会議室  | 行財政改革大綱の全体案に関する協議<br>実施計画の策定及び改革の進捗状況等の検<br>証等に関する協議     |
| 第6回<br>行政改革推進委員会 | 平成20年1月24日(木)<br>午後7時～<br>役場議会棟 小会議室  | 行財政の改革に関する町長との懇談<br>行財政改革大綱原案の最終調整<br>答申に関する協議           |
| 大紀町長への答申         | 平成20年2月27日(水)<br>午前11時～<br>大紀町役場 公室   |  |